

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 公共測量の実施(四件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
- 公共測量の終了(六件)……………(同)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)……………四
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定(二件)……………(建設局道路管理部監察指導課)……………五
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………七
- 建設業者に関する公告……………(都市整備局市街地建築部建設業課)……………八
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………八
- 通 達
- 「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正……………(東京都人事委員会)……………九

## 告示

### ●東京都告示第七十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国分寺市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 国分寺市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 国分寺市西元町二丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十七年五月二十九日から同年七月十五日まで

### ●東京都告示第七十八号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、千代田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 千代田区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 千代田区神田錦町三丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十七年七月六日から同年九月三十日まで

### ●東京都告示第七十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、板橋区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 板橋区
- 二 測量の種類 公共測量(用地測量)
- 三 測量の区域 板橋区小茂根一丁目、小茂根二丁目、向原一丁目、向原三丁目、大谷口二丁目、赤塚新町三丁目及び成増一丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十七年六月二十二日から平成二十八年一月十四日まで

### ●東京都告示第八十号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、八王子インター北土地区画整理組合理事長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 八王子インター北土地区画整理組合
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量及び出来形確認測量)
- 三 測量の区域 八王子市左入町及び滝山町一丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十七年七月一日から同年十一月三十日まで

●東京都告示第千八十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都知事から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量(空中写真撮影及び東京都縮尺二千五百分の一地形図作成)

三 測量の区域

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町各市内

四 測量の期間

平成二十四年九月十四日から平成二十六年十一月十七日まで

●東京都告示第千八十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、北区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 測量施行者 北区

二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)

三 測量の区域 北区東十条二丁目地内

四 測量の期間

平成二十六年十一月二十五日から平成二十七年三月十六日まで

●東京都告示第千八十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、荒川区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 測量施行者 荒川区

二 測量の種類 公共測量(三級水準測量)

三 測量の区域 荒川区町屋三丁目、町屋四丁目、町屋五丁目及び町屋六丁目各市内

四 測量の期間

平成二十六年六月十六日から平成二十七年三月二十日まで

●東京都告示第千八十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、狛江市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 測量施行者 狛江市

二 測量の種類 公共測量(一級基準点標高改定、二級基準点標高改定、三級基準点標高改定及び三級基準点復旧)

三 測量の区域 狛江市地内

四 測量の期間

平成二十七年三月九日から同月二十七日まで

●東京都告示第千八十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、世田谷区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 測量施行者 世田谷区

二 測量の種類 公共測量(数値地図(道路)データの修正(500レベル))

三 測量の区域 世田谷区地内

四 測量の期間

平成二十六年十月一日から平成二十七年三月二十七日まで

●東京都告示第千八十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、葛飾区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月七日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区お花茶屋三丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十六年八月二十五日から平成二十七年二月四日まで

●東京都告示第千八十七号

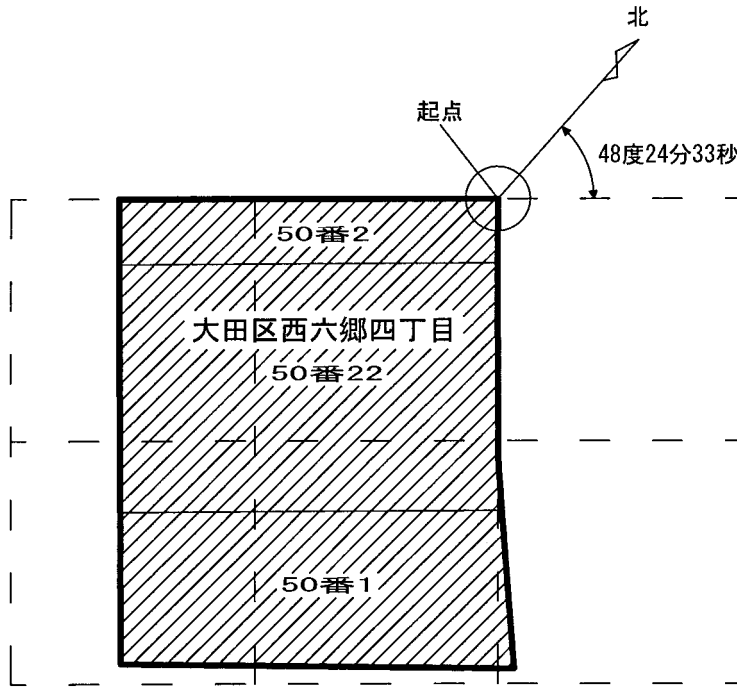
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年七月七日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区西六郷四丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

# 別図



- 【凡例】
- — 単位区画
  - 筆境界
  - 敷地境界
  - ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、大田区西六郷四丁目50番2の最北端とする。

【格子の回転角度(48度24分33秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらに平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千八百八十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一  
第二項の規定により、平成二十三年東京都告示第三百十号  
により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第  
三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次  
のとおり告示する。

平成二十七年七月七日

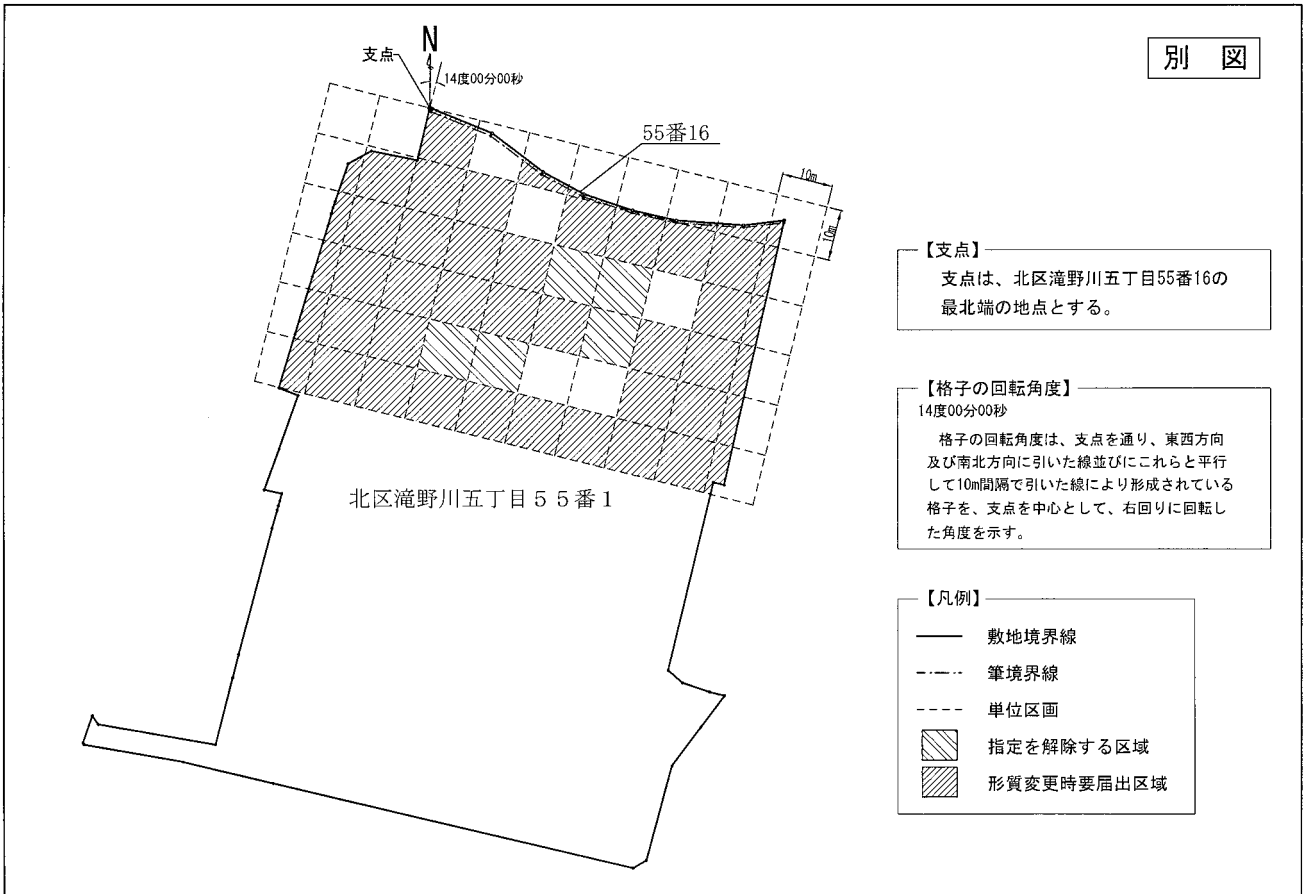
東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区滝野川五丁  
目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十  
九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特  
定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



【支 点】

支 点 は、北 区 滝 野 川 五 丁 目 5 5 番 1 6 の  
最 北 端 の 地 点 と す る。

【格子の回転角度】

14度00分00秒

格子の回転角度は、支 点 を 通 り、東 西 方 向  
及 び 南 北 方 向 に 引 いた 線 並 び に こ れ ら と 平 行  
し て 10m 間 隔 で 引 いた 線 に よ り 形 成 さ れ て い  
る 格 子 を、支 点 を 中 心 と し て、右 回 り に 回 転 し  
た 角 度 を 示 す。

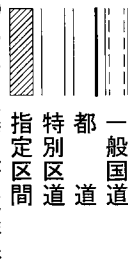
【凡 例】

- 敷地境界線
- - - 筆境界線
- - - 単位区画
- ▨ 指定を解除する区域
- ▩ 形質変更時要届出区域

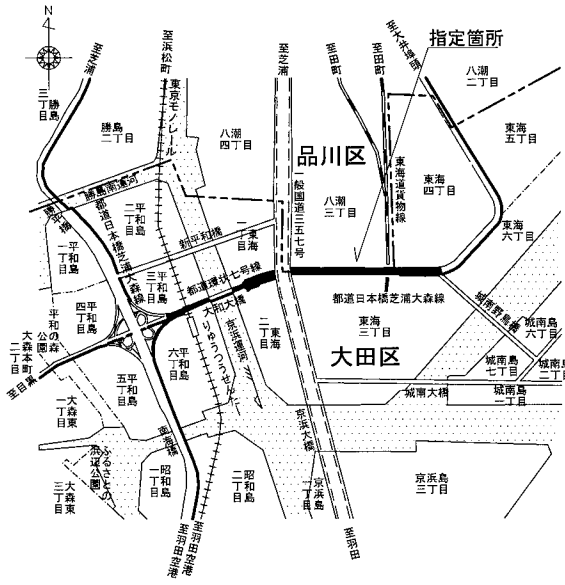
別図

●東京都告示第千八百八十九号  
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

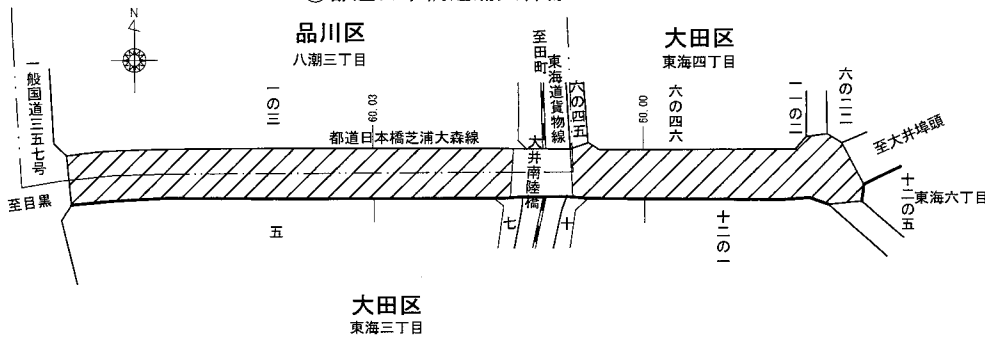
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
 都道日本橋芝浦大森線  
 都道環状七号線  
 大田区東海六丁目～平和島三丁目



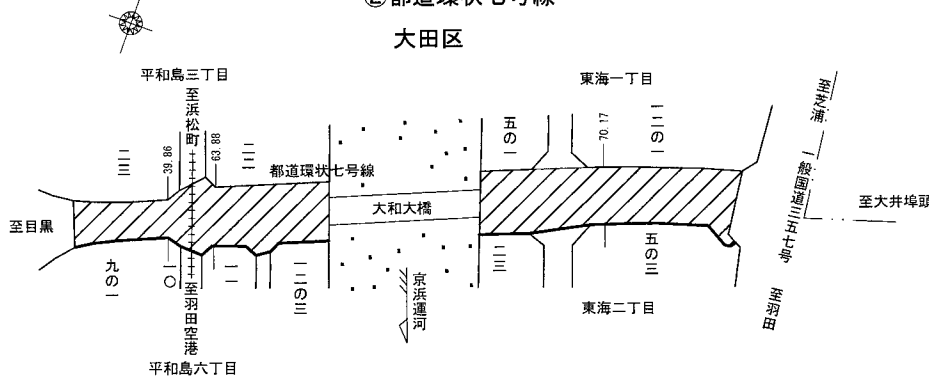
- ①都道日本橋芝浦大森線 延長  
 (電線共同溝予定名称) 八九一・六九メートル  
 日本橋芝浦大森・五号)
- ②都道環状七号線 延長  
 (電線共同溝予定名称) 五五九・三〇メートル  
 環状七号・十八号)



①都道日本橋芝浦大森線



②都道環状七号線

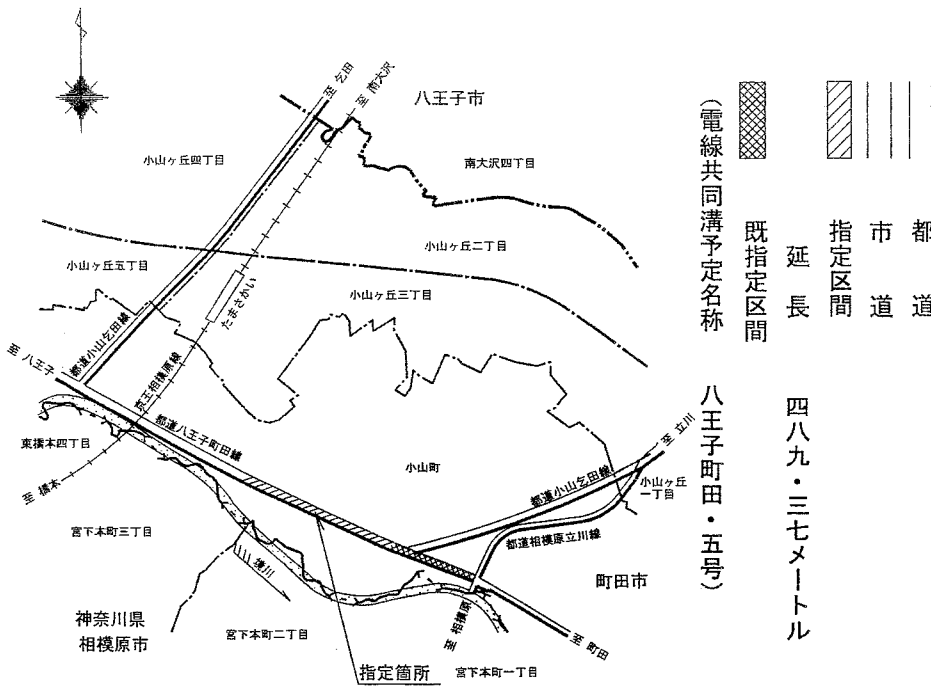


- 平成二十七年七月七日  
 東京都知事 外 添 要 一
- (一) 路線名 都道日本橋芝浦大森線  
 指定する区間 大田区東海六丁目十二番地先から品川区八潮三丁目一番地先まで
- (二) 指定の概要 別図表示①のとおり  
 都道環状七号線
- (三) 指定する区間 大田区東海二丁目五番地先から同区平和島三丁目二十三番地先まで  
 別図表示②のとおり

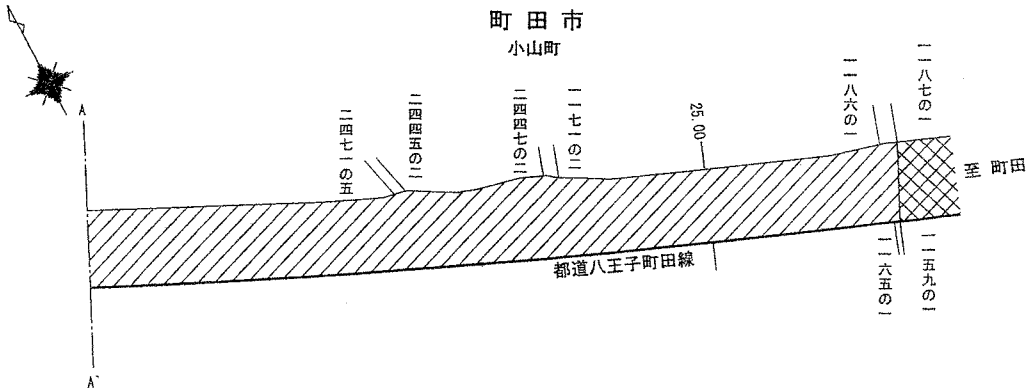
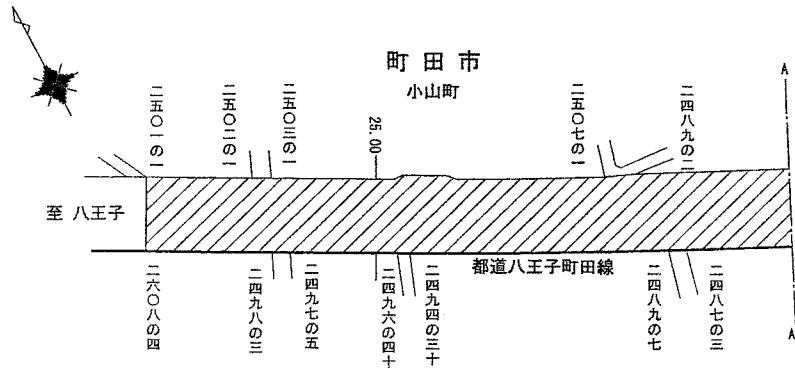
●東京都告示第千九十九号  
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
 都道八王子町田線  
 町田市小山町地内



既指定区間  
 延長 四八九・三七メートル  
 指定区間  
 市道  
 都道



備すべき道路を次のように指定する。  
 平成二十七年七月七日  
 東京都知事 外 添 要 一  
 一 路線名 都道八王子町田線

二 指定する区間 町田市小山町二千五百一地先から同所千五百十九番一地先まで  
 三 指定の概要 別図表示のとおり

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年七月七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年六月九日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人消費者ネットジャパン
- 三 代表者の氏名  
タン ミッシェル ゲール
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都中央区湊一丁目九番六号 三〇一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、消費者に対し、グローバル時代の国際消費者関連情報等を提供するとともに、JISまたはISO等の規格への知識普及および消費者参画を促進する活動を行い、消費者の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十七年六月九日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人絆の会

三 代表者の氏名  
小川 重子

四 主たる事務所の所在地  
東京都渋谷区笹塚二丁目三十三番九号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、知的障害者が、地域で自立生活できる社会の実現を図るため、知的障害者の自立生活と社会参加に関する小規模授産事業及び知的障害者が暮らしやすい街づくりに関する啓発事業等を行い、もって知的障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十七年六月十日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人日本子ども文化学会

三 代表者の氏名  
鈴木 隆

四 主たる事務所の所在地  
東京都葛飾区白鳥四丁目一番三ー一〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもに対して、子ども文化の育成と発展のための事業を行い、子ども文化に関する学術的、理論的な把握とともに、子ども文化手法を駆使した実践を

進め、両者の統一を図ることに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十七年六月十日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ロイズ

三 代表者の氏名  
田辺 吉伸

四 主たる事務所の所在地  
東京都品川区西五反田七丁目十七番九号

五 定款に記載された目的

この法人は、情報セキュリティの活用に意欲ある個人・法人で情報セキュリティを必要とする人々に対し、情報セキュリティの知識・技能の普及と自力活性化を支援します。また基準を満たす法人に対しては、外部認証取得のためのノウハウを提供し、取得・運用をできるような支援していきます。

また、情報のセキュリティにとどまらず、地域や安全に関わる活動を推進する体制の構築に意欲ある個人・法人で、セキュリティプロモーション(地域や学校の安全を確保すること)を必要とする人々に対し、セキュリティプロモーションの知識・技能の普及と自力活性化を支援します。

また基準を満たす法人に対しては、外部認証取得のためのノウハウを提供し、取得・運用をできるような支援していきます。

それによって安全な社会の発展経済活動の活性化に寄

与することを目的とします。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人たつなみ会

三 代表者の氏名

相羽 美子

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区世田谷三丁目五番十九号

五 定款に記載された目的

この法人は、病氣、けが、高齢等のため、心身に障害を抱えた方やその家族と地域の人が、医療・保健・福祉等の諸問題についてともに考え、誰もが住みよい地域社会づくりをめざして、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

建設業の営業の停止命令の公告について

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項

の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十七年七月七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 処分をした年月日

平成二十七年六月二十四日

二 被処分者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社高橋建築

練馬区関町南三丁目十五番二十六号三〇八

佐賀 靖

許可なし

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令

(一) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部(処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工、施工の瑕疵に基づく修繕工事等の施工等を除く。)

(二) 期間

平成二十七年七月八日から同月十日までの三日間

四 処分の原因となった事実

有限会社高橋建築は、東京都港区内の店舗改修工事において、建設業法第三条第一項の規定に違反して、建設業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第一条の二に定める金額以上となる建設工事を請け負った。このことが、建設業法第二十八条第二項第二号に該当する。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年七月七日

東京都多摩建築指導事務所長

完了した。

平成二十七年七月七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に

許可を受けた者の

含まれる地域の名称

住所及び氏名

多摩市大字和田字十三号千二百五番、千二百八番五、同番号

三十一、同番三十二、千二百十八番、千二百十九番一及び千二百十九番五の各一部

通 達

学校法人帝京大学 理事 長 沖 永 佳 史



27人委任第37号  
平成27年6月30日

各任命権者 殿

東京都人事委員会  
委員長 関谷 保夫

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について（昭和50年12月25日付50人委第1200号）」の一部を下記のように改正しましたので、平成27年7月1日以降これにより実施してください。

記

行政職給料表(一)5級昇格時職務区分別号給表関係(第20条関係)第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 この表の表の職務区分二の項に規定する本庁における「総務局特命担当部長」とは、職務が公立大学法人都立大学東京に関するものである者をいう。

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七  
号(代)

郵便番号  
112-0002



この用紙は、再生紙のうえ  
に印刷されています。